

## 農業委員会定例会 7月

1. 開催日時 令和4年7月20日 午後1時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 6番委員、11番委員

### 4. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第4号 農業経営改善計画認定の審査について

### 5. その他

### 6. 会議の概要

事務局 定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。  
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長 (会長あいさつ)  
本日の議事録署名人ですが、8番委員、9番委員にお願いします。  
それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の  
[REDACTED] 畑 870 m<sup>2</sup> について  
[REDACTED] の [REDACTED] が譲り受け、申請地では [REDACTED] を栽培する計画となっています。[REDACTED] の現在の経営規模は 184,860.29 m<sup>2</sup> で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 現地確認したところ、雑木林が広がっており、開墾するには時間がかかるでしょう。ただ、今まで [REDACTED] が順次（この周辺の）土地を取得して開拓の準備をされていますので、今後きれいになるであろうと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番と議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号の2番は、[REDACTED]県在住の[REDACTED]さん所有の  
[REDACTED] 畑 111 m<sup>2</sup> について  
議案第3号の2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の  
[REDACTED] 畑 240 m<sup>2</sup> と

■ 畑 171 m<sup>2</sup> の計2筆411 m<sup>2</sup>について  
■ の ■ さんが、議案第1号の2番については譲り受け、議案第3号の2番については新たに借り受け、議案第1号の2番の申請地では ■ を栽培する計画となっています。

■さんの現在の経営規模は0 m<sup>2</sup>ですが、今回の所有権移転と貸借により522 m<sup>2</sup>となり、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議案第3号の2番の申請地では、■を栽培する計画で、期間は3年間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 議案第1号の2番は、(議案の) 図面4ページになります。■は図で見てのとおり、■です。(続いて) 5ページをご覧ください。ここは(四方を)全て宅地に囲まれた農地で、■の宅地から進入する畑になっております。この農地を残して非常に困ったものだと地元でも話していたところ、新規に■さんが耕作されるとのこと、(近辺の住民の話としては)非常にありがたいということです。

5番委員 (議案第3号の2番になる) ■の2枚についてですが、所有権の移転で池田の畑だけだと5アールの下限面積を満たさないため、■の畑2枚を借りるそうです。■さんと所有者の■さんの■が知り合いで、話がまとまったようです。問題ありません。

議長 ■さんは移住者の方ですか。

職務代理 いえ、■の方だったと思います。

事務局 ■の方です。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、[REDACTED]相続財産の [REDACTED] 畑 982 m <sup>2</sup> について [REDACTED] の [REDACTED] が譲り受け、申請地では [REDACTED] を栽培する計画となっています。[REDACTED] の現在の経営規模は 10,205 m <sup>2</sup> で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さんは欠席です。事務局で何か聞いていますか。
事務局	6番委員からは特に問題ないと伺っています。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 225 m <sup>2</sup> について [REDACTED] の [REDACTED] さんである [REDACTED] さんが、隣接する宅地（[REDACTED] 111.91 m <sup>2</sup> ）と併せて金属加工場を建築するための転用申請となっています。 [REDACTED]さんは、美術鑄物を学び、美術関係の勤務を経て帰郷しましたが、そこで主に鋳造技法を用いた現代美術作品の制作とワークショップを開催するため、工房を建築することとし、[REDACTED]の所有地から[REDACTED]が働く事務所のある隣接地を申請地として選定しています。 転用に係る造成については、約1.9メートルの石積擁壁を設置しており、

花崗土で約1.9メートル盛土を行っています。また、雨水についてはため池を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも南側農業用水路に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等において特に問題となるものではなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 事務局から詳しい説明があったとおり、[REDACTED]の事務所の東側になります。(譲受人は) [REDACTED]の[REDACTED]さんで、インテリアショップの加工場を作りたいようです。ここに隣で3番委員が[REDACTED]をされていますが、私は問題ないと思いますが、そちらへの影響はありますか。

3番委員 ここは水路の下手の方なので問題ありません。

職務代理 ありがとうございます。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第2号(農地法第5条の規定による許可申請)の2番について、  
事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の  
[REDACTED]畝 316m<sup>2</sup>について  
[REDACTED]の[REDACTED]が、資材置場を整備するための転用  
申請となっています。

[REDACTED]は、土木建設業を営んでおり、別で利用している資材置場が手狭になったため、新たに工事資材の置場を整備して利用することとし、会社本拠地から遠すぎず、国道から近い申請地を最適地として選定しています。

転用に係る造成については、擁壁等の設置や切土、盛土はなく現状のままで

利用する計画となっています。また、雨水については北側既設水路に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものではなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員 [REDACTED]さんは[REDACTED]宅で、[REDACTED]をしており大きな家が2件ありました。2件とも他の方に売っています。この土地だけが残っていました。この土地の横に水門があって、周辺の土地の中では低くなっています。いつも台風等の時には、道にいっぱい水が溜まっています。[REDACTED]が今回、購入して地上げ等してもらつたらいいのではないかと思っております。

議長 この件について意見はありますか。

9番委員 資材はどのようなものを置くのでしょうか。横が宅地になっています。

事務局 工事の資材で、(議案の)図面の方には、資材等として、再生クラッシャーラン、砂、仮設足場、あと、カラーコーンと書いてあります。

9番委員 (どのような資材かは)見てみないとわからないのではないでしょうか。横は宅地になっています。

2番委員 [REDACTED]には大きい家がありますが、何年も前から空き家になっており人は住んでいません。[REDACTED]については、所有者が亡くなって空き家になっていましたが、もしかしたら[REDACTED]が帰ってきているかもしれません。ここは土地がすごく低く、このままでは荒れてしまいます。この([REDACTED]と[REDACTED]の)家に行く道があるかどうかはわかりません。

3番委員 (この農地の)前の道も狭いのではありませんか。

2番委員 そうです。

3番委員	2t トラックが通れるくらいですか。
2番委員	そうですね、(通れるのも) 2t トラックが限度でしょう。(また、ここは非常に低い土地で、台風などで) 水門を閉めに行く度に道沿いが水に浸かっています。■なら(地上げして) いいように使ってくれるのではないでしょうか。■さんの土地(で利便性のいい場所)はここだけになっています。後は道沿いではありません。
3番委員	後は、周辺の方が理解してくれていたらいいですが。ここは、荒れていますか。
2番委員	ある程度、草は(生い茂らないように) 管理をしている方がいるようです。
事務局	農地転用に関しては、農地を農地以外のものに転用する際に、周りの農地に支障はないかという観点では審査しますが、周囲の宅地への影響については、農業委員会に申請する前に、個人間で協議してもらうことになります、農業委員会の中では、(周辺農地の) 営農への支障がないかというところを審議することになっています。書面としても、周囲の宅地の方への同意を得ているということはしていません。
3番委員	周りに文句を言われたら困ると思いましたが、(農業委員会としては今回の件は) 問題ないのですね。
事務局	そういうた(周りの住宅の人から訴えられた) 場合でも、農業委員会として責任を問われることはできません。周辺で営農している農地関係者から支障が出たと言われた時は問題になるかもしれません、周辺宅地の方に言われた時は、農業委員会として関与しません。以前、別件で県に確認した際にも、そのように聞いています。
議長	周辺住民と■とで話し合いがきちんとされていれば、(この申請に関して) 農業委員会として不許可(相当) とすることはできないでしょうね。袋地になっているので、農地として残そうという場所でもないでしょう。

職務代理	道向かいの田は耕作されていますか。
2番委員	本当は [REDACTED]とともに売る予定が、[REDACTED]だけが売れて、この田だけが何年も前から売れ残っています。何年も耕作されていません。ここらは土地が低いので（耕作されていません）。
議長	他に何かございませんか。
9番委員	9番委員、納得できたでしょうか。
9番委員	（[REDACTED]は）使われていない田なのですね。
10番委員	そのようですね。
議長	（前の道の）道幅は何メートルでしょうか。
2番委員	2tの生コン車がギリギリ通れるぐらいの道幅です。[REDACTED]にしても、宅地にして売りたかったのですが、売れなかつたため、ずっと農地として残っています。
議長	農業委員会として農地法の関係を考えてみても、この案件にクレームが出てくることはないということです。もし、周囲に農地が広がっていて、営農に対して弊害があるような場合は問題になります。9番委員、納得いただけますか。
9番委員	わかりました。
議長	他にご意見はございますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の

[REDACTED] 田 398 m<sup>2</sup> について

[REDACTED] の [REDACTED] さんが、引き続き借り受けるものです。

申請地では、[REDACTED] を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となっていきます。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4 番 委員 ここは更新ということで、既に [REDACTED] も植わっていました。きれいに管理していたので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第 3 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 3 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3 番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の

[REDACTED] 畑 [REDACTED] m<sup>2</sup> について

（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である [REDACTED] の [REDACTED] に貸し付けるものです。

申請地では、[REDACTED] を栽培する計画で、期間は 10 年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4 番 委員 ここは雑木林が広がっていますが、[REDACTED] は今までにも、このような場所に [REDACTED] を植えていますので、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の  
[REDACTED] 畦 1,320 m<sup>2</sup> について  
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付けるものです。  
申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となって  
います。  
本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たして  
いるものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員 現地確認したところ、[REDACTED]の苗木が植わっており、農地機構も入って  
いるため特に問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番から7番について、5番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

#### 【5番委員退席】

それでは、本件は関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局	5番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 田 301 m <sup>2</sup> について 6番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 田 399 m <sup>2</sup> と [REDACTED] 田 260 m <sup>2</sup> の計2筆 659 m <sup>2</sup> について 7番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 田 1,033 m <sup>2</sup> について (公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付けるものです。 申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員は5番委員です。この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

[REDACTED] 田 929 m<sup>2</sup> について

(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である [REDACTED] の [REDACTED] に貸し付けるものです。

申請地では、[REDACTED] を栽培する計画で、期間は6年間の賃貸借となっております。

本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員は10番委員です。機構が間に入っただけなので、実質、継続になりますか。

専門員 はい、ここは [REDACTED] の [REDACTED] が元々借りており、今回、機構を介して [REDACTED] との契約に切り替えるため、実質継続です。

議長 他に意見はございませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

### 【10番委員着席】

10番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。

次に、議案第4号(農業経営改善計画認定の審査)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号は、[REDACTED] の [REDACTED] さんの農業経営改善計画の認定申請となっております。[REDACTED]さんは5回目の認定申請となります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。

それでは、計画について説明します。[REDACTED]さんは、[REDACTED]地区で [REDACTED] ([REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]) を栽培しています。経営改善の方向の概要については、現状、後継者候補である [REDACTED] が短期研修中であり、今後は後継者への経営継承を目標に、5年後を目指して具体化していくそうです。さらに、加工場や機械の導入にあたっては補助金や資金等を活用することです。

目標年間所得は500万円、目標年間労働時間は3,000時間となっています。主たる従事者1人当たりの年間目標所得は250万円、目標年間労働時間は1,500時間です。現在、■を95aで35t、■を27aで2t、■を20aで2t生産していますが、5年後の計画で、■を100aで40t、■を27aで2.5t、■を20aで2t生産する計画となっています。生産方式の合理化については、現状、■の新品種を新植し、■用農用地を新たに取得しており、今後は品種の更新や有機農業の推進を図るそうです。具体的には、■新品種の成木への育成、■や■等の■の新植、剪定枝の堆肥化に取り組むとのことです。経営管理の合理化については、現在、青色申告と簡易な簿記を行っており、今後は法人化や簿記記帳等の会計処理、後継者の育成に取り組むそうです。具体的には、GAPやHACCPの導入、加工品の販売強化を図ることです。農業従事の態様の改善については、現在、JAアグリワークを活用して雇用をしており、今後は労働力の安定的確保を図るそうです。具体的には、就業規則等の整備や移住者等多様な人材の育成に取り組むとのことです。

議長 この件について意見はありますか。

7番委員 GAPやHACCPとはどのようなものでしょうか。

議長 HACCPは保健所が関係してきます。HACCPを取得するのはなかなか難しいです。たとえば、■がHACCPを取得するにあたって、加工から封詰めまでの一連の流れを同じ場所でしなければなりませんでした。加工と封詰めを別の場所で行うとHACCPには該当しないと言われました。非常に難しい問題です。食品衛生に關係してくるのでしょう。GAPについては、私も詳しく知りません。職務代理者、教えてください。

職務代理 GAPについてそこまで詳しくありませんが、生産工程の明確化のことだと思います。JGAPとか、いくつか種類があるようで、(■さんが)どの種類でGAPを取得されるかわかりませんが、たぶん全てに共通するのは、生産工程を明確に開示するためのものだと思います。

議長 小豆島町でGAPを取得しているのは■ぐらいでしょう。これは農

機具の整理整頓から作業等の履歴をすべて出す必要があります。また、申請先の組織があちこちにあるようです。そのような組織に申請してGAPを取得しているようです。小豆島町ではGAPを取得している方はそんなにいなかつたと思います。

3番委員 東京オリンピックに向けてGAPに取り組み、国内外に向けて食品関係の安全性をアピールしていたようですが、今では下火になっています。

議長 意欲があればこのようなものを取得して、将来的に自身の農業に付加価値をつけることができます。興味がございましたら、7番委員もぜひやってみてください。

7番委員 ありがとうございます。

議長 他に意見はございますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、当委員会では承認するものとします。

議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。

それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 お疲れさまでした。議案が少なかったこともあり、早めに審議を終えることができました。冒頭、会長もおっしゃっていましたが、速報で香川県内の（新規）感染者が987人、（うち）小豆島町が4人、隣の土庄町が8人だそうです。（1日の）感染者数が1,000人に近づいています。熱中症や新型コロナウイルス感染症等、十分気を付けてください。  
これで定例会を閉会とします。

閉　　会　　午後2時10分

議　　長　　会長

議事録署名人 8番

議事録署名人 9番